



(2) 本会では「奨学生選考委員会」が家計・人物・学力・健康に関する基準及び資料により選考を行い、奨学生を決定します。

## 5 書類受付期間

令和2年2月18日（火）～令和2年3月23日（月）

## 6 採用手続き

奨学生として採用された方には別途通知しますので、定められた期限までに所定の手続きを行ってください。

## 7 奨学金の返還、返還猶予、返還免除

### (1) 奨学金の返還

奨学金は学資として貸与するものですから、貸与終了後は必ず返還しなければなりません。返還された奨学金は、直ちに後輩に貸与されます。

- ① 奨学金の返還方法は、貸与終了から6月後の日を起算日として、10年以内に月賦、又は月賦と半年賦の併用での返還となります。
- ② 奨学金の返還を怠ったときは延滞金を課すことがあります。

### (2) 奨学金の返還猶予

- ① 引き続き進学する等、特定の事由に該当する場合は、願い出により返還が猶予されることがあります。
- ② 猶予期間は1年以内とし、事由が継続するときは、重ねて1年ずつ延長することができます。

### (3) 奨学金の返還免除

本人が死亡又は心身障害のため奨学金を返還できなくなったときは、願い出により返還未済額の全部又は一部を免除することがあります。

## 8 申し込み及び問い合わせ先

公益財団法人岩手育英会  
〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2  
盛岡市教育委員会事務局 学務教職員課内  
019-651-4111(内)7323～7325

## 《参考》

収入・所得の目安は次の金額以内です。(日本学生支援機構の第一種奨学金の例による)

世帯人数	給与所得者	給与所得以外
3人 (本人・父・母)	657万円	286万円
4人 (本人・父・母・中学生)	747万円	349万円
5人 (本人・父・母・中学生・小学生)	922万円	514万円

給与所得の場合・・・所得証明書等における収入金額(控除前)

給与所得以外の場合・・・所得証明書等における所得金額